

高度化法の中間評価の基準となる 目標値の設定について

2019年12月26日
資源エネルギー庁

0. はじめに

- 第20回基本政策小委員会（2019年8月29日）においては、「2020年度の具体的な目標値の設定について、制度検討作業部会（以下、作業部会）で詳細議論を進め、年内を目途に本小委員会で報告する」とされていた。
- その後、作業部会で中間評価の基準となる2020年度の具体的な目標値について議論され、2019年12月24日の作業部会において了承が得られたところ。
- これを踏まえ、本日の小委員会では2020年度目標値の設定の報告を行うこととしたい。
- また、2020年度の目標値設定と合わせて議論されている小売電気事業者間の競争環境等の他の論点についても、議論の状況報告を行うこととしたい。

本日の報告内容

1. 中間評価の基準となる2020年度目標値の設定について
2. 小売電気事業者間の競争環境等その他の論点の議論状況について
3. 今後について

- 1. 中間評価の基準となる2020年度目標値の設定について**
- 2. 小売電気事業者間の競争環境等その他の論点の議論状況について**
- 3. 今後について**

(参考) 中間評価の基準となる2020年度目標設定に関する検討の進め方

- 制度検討作業部会第二次中間とりまとめ（令和元年7月）において、本年7月末の高度化法の達成計画の提出を踏まえ、2020年度の具体的な目標の決定や化石電源グランドファザリング（特例措置）※の決定を、年内を目途に行うこととされた。
※従来、化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行う化石電源グランドファザリング（特例措置）を導入することとなり、化石電源グランドファザリングの設定にあたっては、制度検討作業部会第二次中間とりまとめにおいて、2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて設定することとされた。
- また、2020年度の具体的な目標の決定にあたっては、2020年度の想定される我が国全体の非化石電源比率や、それを踏まえた野心的な目標設定の在り方を踏まえつつ、激変緩和量の精査や証書市場がひっ迫する蓋然性が低いこと等の確認も行いながら、審議会において確認を得ることとされた。
- これらを踏まえ、2020年度の具体的な目標値の設定※について、制度検討作業部会で詳細議論を進め、年内を目途に本小委員会で報告することとしたい。
※なお、第1フェーズにおける事業者の予見性を高めるため、2021年度、2022年度の暫定目標値に関する考え方についても併せて示すこととしたい。

制度検討作業部会第二次中間とりまとめ（抜粋）

P46（今後の手続きについて）

これまでの非FIT非化石証書に係る議論を取りまとめた上で、パブリックコメント手続きを行い、10月中を目途に規定等の整備を行うこととする。

あわせて、本年7月末の高度化法の達成計画の提出を踏まえ、2020年度の具体的な目標の決定や化石電源グランドファザリング（特例措置）の決定を、年内を目途に行うこととする。（所要の規定類の整備は本年度内を目途に行う）

また、達成計画の提出対象事業者（5億kWh）の基準についても実態把握を行った上で議論することとする。

2020年度の具体的な目標の決定にあたっては、2020年度の想定される我が国全体の非化石電源比率や、それを踏まえた野心的な目標設定の在り方を踏まえつつ、激変緩和量の精査や証書市場がひっ迫する蓋然性が低いこと等の確認も行いながら、審議会において確認を得ることとする。

(参考) 中間評価の基準となる目標値設定に係るこれまでの経緯①

目標値 の設定

- 中間評価の基準となる目標値の設定については、2030年44%目標の達成確度を高めるため、**原則、2020年以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて直線的に漸増させることが考えられる。目標値の調整にあたっては、「想定される小売電気事業者の非化石電源比率の全国平均（加重平均）」を目安としつつ証書流通量を考慮するなかで可能な限り野心的な目標とした上で、激変緩和量を控除して設定**する。また、具体的な平均値の方法については原則として小売電気事業者等が提出する供給計画を用いることとする。

GF設定

【背景】

- **当初、中間評価の基準となる目標値の設定において、事業者一律の目標値設定を想定していたが、本作業部会や基本政策小委の議論において、中間評価の基準（中間目標）を設定する上では、各事業者の置かれた状況を勘案するようなことも考え得るのではないか、という意見があった。**
- こうした意見を踏まえ、諸外国における事例を参考にしつつ、従来、化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、**非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行う化石電源グランドファザリング（特例措置）を導入することとなった。**
- 化石電源グランドファザリング（特例措置）の設定により、**非化石電源比率の低い事業者（特例措置対象事業者）に対しては、目標値を一定程度引き下げることで配慮を行うとともに（非化石電源比率の低い事業者に対する負担軽減措置）、非化石電源比率の高い事業者にとっては、相対的に高い目標を課しつつ、基準値以上の非化石価値を証書化し販売することで、非化石電源の利用の促進に係るインセンティブを与えることになる。**

【具体的な設定方法】

- 国が高度化法に基づき対象事業者から報告を受けている非化石電源比率等を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング（特例措置）を設定することとする。**具体的には、2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング（特例措置）を設定する。また、特例措置対象事業者の目標値については、その時点の通常の目標値から化石電源グランドファザリング（特例措置）のパーセントポイント分を引き下げる。**

(参考) 中間評価の基準となる目標値設定に係るこれまでの経緯②

激変緩和措置

【背景】

- 事業者にとって、**余剰非化石電気相当量（FIT非化石証書の売残り量（2017年度約6%））**は予見が困難であり、余剰非化石電気相当量を見越して高度化法の目標に向けた取組みを行うこととすれば、**自ら調達する必要がある非化石証書の量の予見可能性が低くなる。**
- また、**非化石電源の稼働率の変化等による非化石証書の供給量の変動によって、非化石証書価格の高騰・乱高下の可能性も考えられるところ。**
- このため、国が各事業者に対して高度化法上の**中間評価を行う際には、余剰非化石電気相当量については勘案しないこととした上で、小売電気事業者の非化石電源調達の激変緩和措置として、第1フェーズにおいては、中間評価の基準から一定量を控除することとする。**

【具体的な設定方法】

- 国が各事業者に対して高度化法上の中間評価を行う際には、余剰非化石電気相当量については勘案しないこととした上で、小売電気事業者の非化石電源調達の**激変緩和措置として、第1フェーズにおいては、中間評価の基準から一定量を控除することとする。**ただし、第1フェーズにおける激変緩和措置の量については、**化石電源グランドファザリング（特例措置）の設定基準年を2018年度に設定したこと等に鑑み、2020年度の中間目標の設定に際し、精査を行っていく。**

(参考) 中間評価の基準となる目標値の設定について

- 「第二次中間とりまとめ」における「第1フェーズにおける中間評価の基準となる目標値の設定」及び「化石電源グランドファザリングの設定方法」に沿って、「**2018年度の高度化法の達成計画**」及び「**2019年度供給計画**」を用いて、2020年度の中間評価の基準となる目標値を設定する。

令和元年7月制度検討作業部会第二次中間とりまとめP.31より抜粋

- 「中間評価の基準となる目標値の設定については、2030年44%目標の達成確度を高めるため、原則、2020年以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて直線的に漸増させることが考えられる。一方で、非化石証書の需給がひっ迫する場合には小売電気事業者の高度化法の目標達成が困難となることから、証書流通量等も考慮し、目標値の調整を行うことが必要。**目標値の調整にあたっては、「想定される小売電気事業者の非化石電源比率の全国平均（加重平均）」を目安としつつ証書流通量を考慮するなかで可能な限り野心的な目標とした上で、激変緩和量を控除して設定することが考えられる。**」とされた。
- また、**具体的な平均値の算出方法**については原則として小売電気事業者等が提出する**供給計画を用いる**こととし、例えば、X年度の目標値の設定にあたっては、X-2年度（X-2年11月～X-1年3月頃）に提出される**X-1年度分の供給計画のうち、X年度の非化石電源比率の全国平均値**とする。ただし、対象事業者の目標値の算定において、大幅な事情の変更が見込まれる場合には精査を行う。

令和元年7月制度検討作業部会第二次中間とりまとめP.25より抜粋

- 非化石電源比率の意図的な引き下げが出来ない時点の非化石電源比率を参照し、また、現時点の化石電源の調達状況と大きく乖離しない時点を参照する観点から、**国が高度化法に基づき対象事業者から報告を受けている非化石電源比率等**を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング（特例措置）を設定することとする。具体的には、**2018年度の対象事業者の非化石電源比率**を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング（特例措置）を設定する。

(参考) 高度化法の非化石電源比率の現状について

令和元年8月第20回電力・ガス
基本政策小委員会資料より抜粋

- 報告対象事業者は、達成計画の提出にあたって非化石電源比率の現状と2030年度の目標値を記載することになっている。報告対象事業者の非化石電源比率の現状（2018年度実績）は以下のとおり。

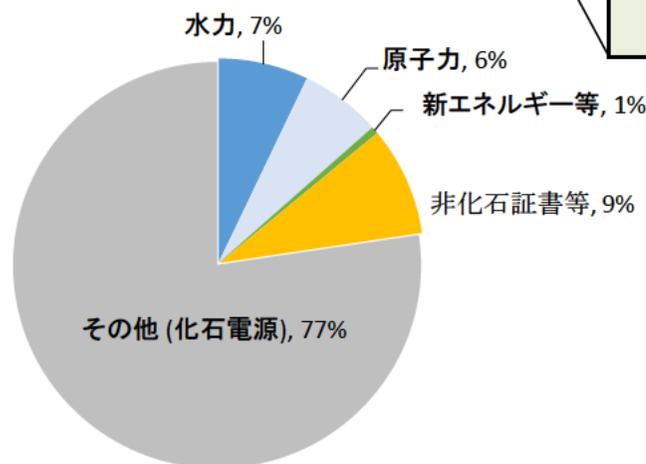
非化石電源比率加重平均	
23%	

非化石電源種別	比率
水力	7%
原子力	6%
新エネルギー等	1%
非化石証書等	9%
合計	23%

単位：GWh

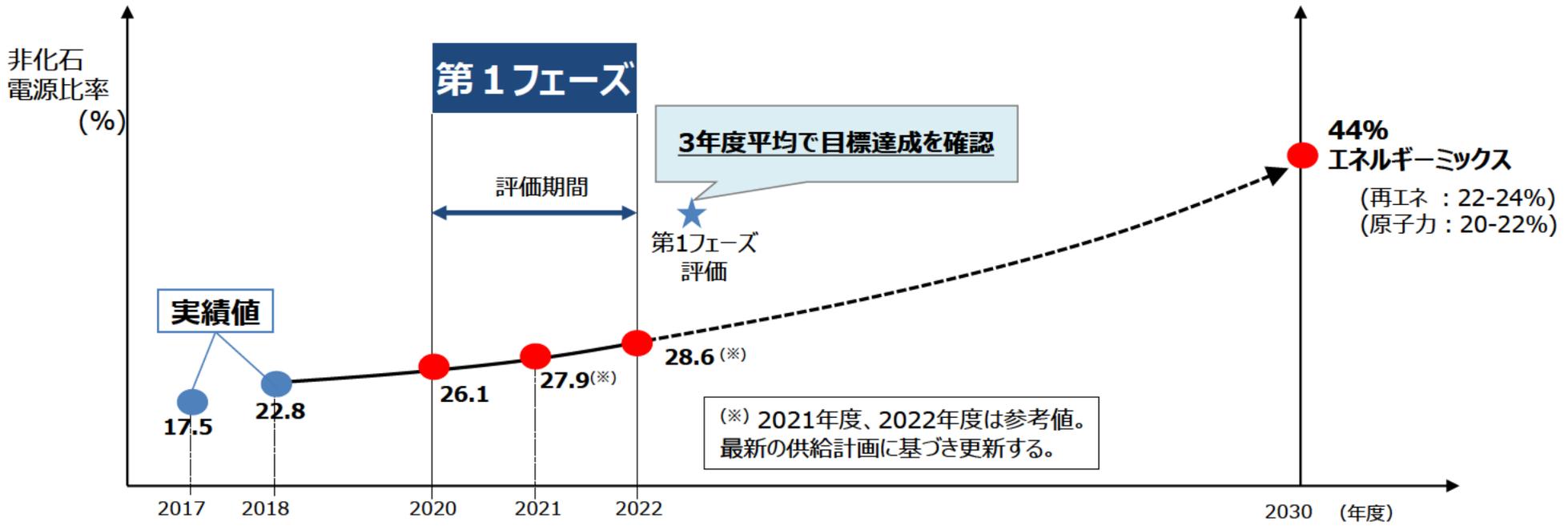
非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	24.9
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	75,163

2018年度実績	
非化石電源比率	事業者数
40%~	2
35%~40%	1
30%~35%	1
25%~30%	1
20~25%	3
15~20%	1
10~15%	14
5~10%	36
合計	59



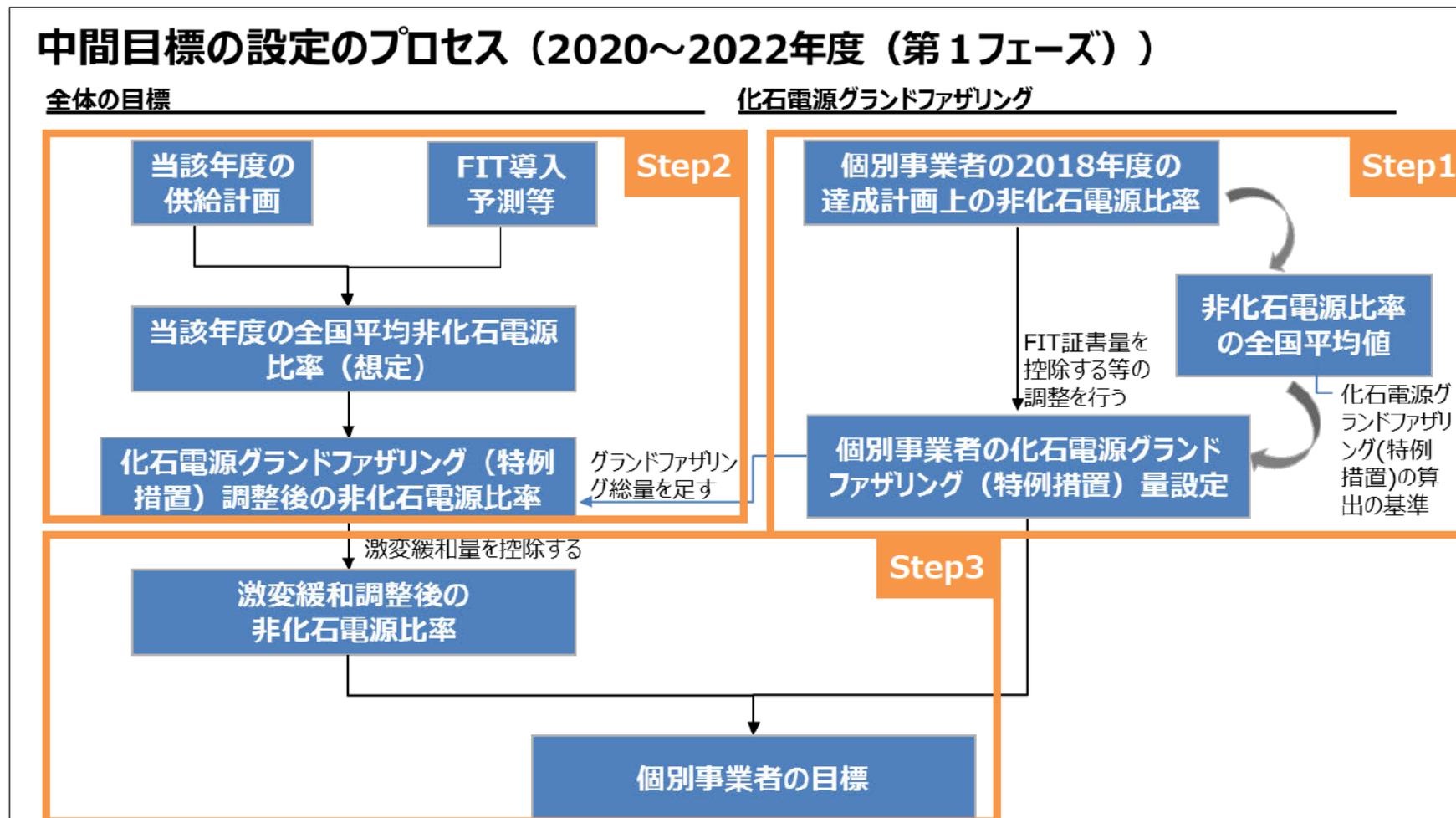
非化石電源比率の想定値について

- 2019年度供給計画に基づいて、2020年度の想定全国平均非化石電源比率を算出したところ26.1%であった。
- なお、第1フェーズにおける事業者の予見性を高めるため、同様の方法を用いて、参考値として2021年度、2022年度の想定全国平均非化石電源比率を算出したところ、2021年度：27.9%、2022年度：28.6%であった。



中間評価の基準となる目標値の設定について

- 「第二次中間とりまとめ」で示されている2020年度の中間評価の目標値の設定プロセスは以下のとおり。

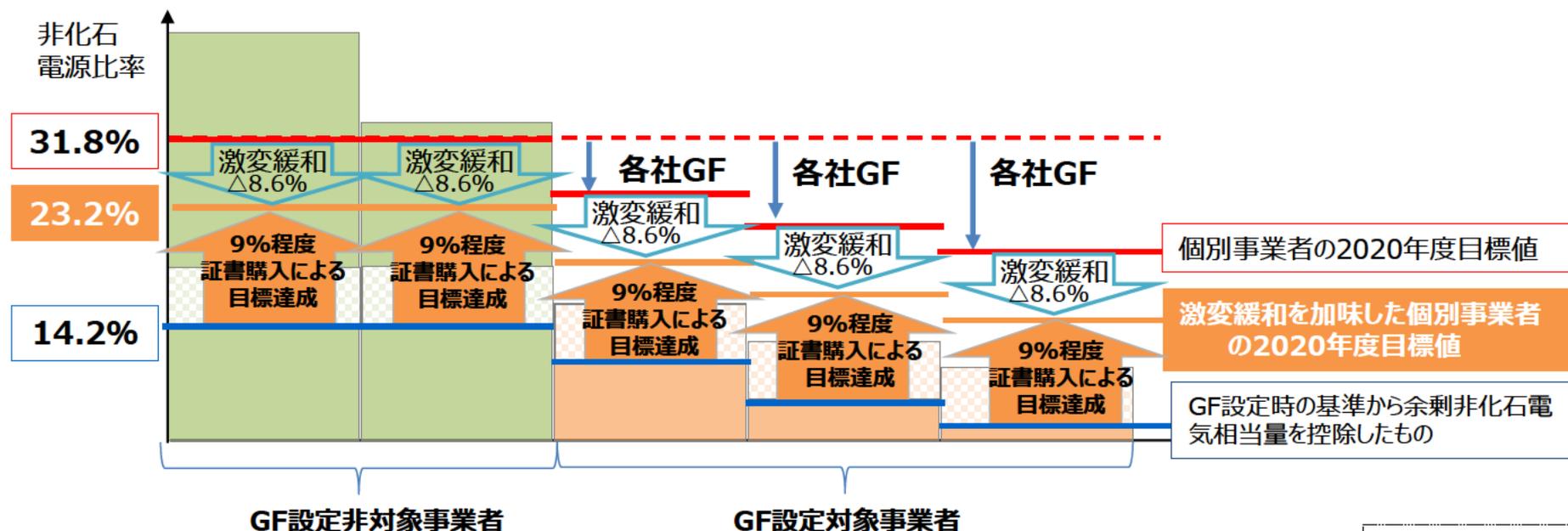


<計算式>

個別事業者の目標値 = 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 + GF総量 - 各社GF量 - 激変緩和量

2020年度の目標値の設定について

- 中間とりまとめに基づき、2018年度の達成計画及び2019年度供給計画の値を用いて試算。
 - 2020年度の非化石電源比率想定：26.1%（19年度供給計画）
 - GF総量(5.7%)を加味して算定した2020年度の非化石電源比率目標：31.8% ← 激変緩和加味無し
 - 昨年度のTFで示した試算方法と同様に、2018年度の売残り証書分(△8.6%)を激変緩和量の水準とした場合、GF設定非対象事業者の2020年度の非化石電源比率目標値は23.2%。
 - GF設定対象事業者については、23.2%から各事業者のGFを引いたもの。
- このとき、各小売電気事業者の証書購入量は9.0%程度となる。（**橙線**と**青線**の差）



<計算式>

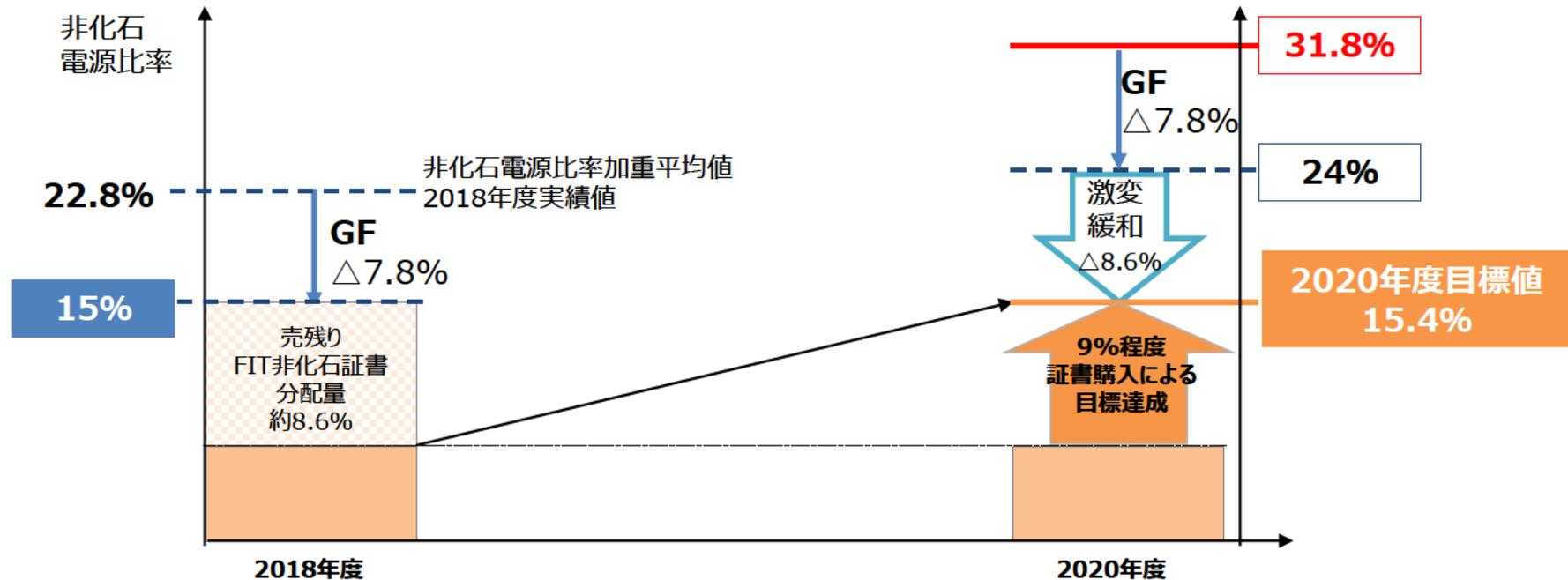
個社の目標値 = 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 + GF総量 - 各社GF量 - 激変緩和量



(例) 2018年度の非化石電源比率が15%の事業者の場合の2020年度目標値

- ① 2018年度の非化石電源比率加重平均値は22.8%のため、2018年度の非化石電源比率が15%の事業者に設定される化石電源グランドファザリング (GF) は、 $15\% - 22.8\% = \Delta 7.8\%$
- ② 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 (26.1%) にGF総量(5.7%)を加算して算出したGF設定非対象事業者の激変緩和を加味しない2020年度の非化石電源比率目標は、**31.8%**。
- ③ **31.8%から**①で算出した当該事業者のGF ($\Delta 7.8\%$) **を差し引き**、さらに**激変緩和量($\Delta 8.6\%$)** **を控除**した、**15.4%**が**当該事業者の2020年度目標値**となる。

<GF設定対象事業者の2020年度目標のイメージ>



2020年度目標値に関する第36回制度検討作業部会の意見内容について

委員意見の内容

- 目標値設定で何が重要なのかということ、2030年に向けて実効性のある目標を設定し、それにむかって取り組んでいくということ。国際社会に対しても重要と認識。GFや激変緩和を設定し、小売事業者の負担が一律になっている点を踏まえると、様々な事業形態がある中で、まず第一フェーズを始めていくという局面において十分練られた案ではないかと思う。
- 中間目標の案に賛同する。非化石電源の開発にはかなりのリードタイムが必要。中間目標の水準が下がることを懸念していたが目標が緩いと、2030年度に十分な非化石電源がないといった事態になりかねない。今回の提案は、2030年度の達成の確実性を上げるという観点で良い提案がされたと思っている。
- 中間目標設定に関する今回の事務局案に異論ない。
- 2030年の温暖化目標を達成するために省エネと合わせてこれをやっていくということで、今回これも長い間議論してきた内容だと思いますが、概ねいいのではないかと考えています。
- 事務局案に基本的に賛成。他方で、2030年度の目標達成はまだまだハードルがあると思っている。中間目標については、本当はもっと上げてもいいのかな、と思っていたが、まずはこれでやっていくしかないと思っている。
- この制度の運用を間違えると新電力を壊滅しかねないということで、グランドファザリングや激変緩和措置を設定し、散々議論してこういう形になったという理解。

オブザーバー意見の内容

- 激変緩和について、20年度の設定方法については理解。また、21年度、22年度の想定値もお示し頂き有難い。21年度の激変緩和の設定においては、今回よりも早めのスケジュールでお示し頂きたい。
 - マーケットの実態に合わせて足下の目標を考える、あるいは今後段階的にマーケットのニーズの高まりと整合性がある形で目標を引き上げていくようなことも考えられないか。例えば、激変緩和措置をマーケットのニーズの高まりとともに引き上げていくような方法もあるのではないかと考える。最終段階にきているのは承知だが、今一度ご検討をお願いしたい。
-

1. 中間評価の基準となる2020年度目標値の設定について

2. 小売電気事業者間の競争環境等その他の論点の議論状況について

3. 今後について

2-1. ①非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについて

- 小売電気事業者が中間評価の基準となる目標（中間目標）達成のために負担する非化石証書購入費用については、小売料金に一律転嫁する措置を求める意見がある一方で、そうした措置の制度化に対して慎重な意見もあった。
- 第二次中間とりまとめにおいては、「電力適取GL等の不当廉売の監視の運用にあたっては、可変的性質を持つ費用が判断要素の一つになると考えられるが、その範囲については、非化石証書購入費用を勘案する等といったことが期待される」とされている。
- この点に関し、小売電気事業者は販売する電力量に比例して高度化法の目標達成に必要な非化石証書の量が増える関係にあることから、小売電気料金との関係では非化石証書購入費用は可変費に該当することとして、さらに解釈を明確化してはどうか。
 - 「非化石証書購入費用」は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」においても、料金原価を構成する営業費の一部（送配電非関連可変費）として位置付けられている。
- また、小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続きについては、それを求める新規参入者を含む小売電気事業者への事業環境への影響を確認しつつ、引き続き検討することとしてはどうか。なお、小売電気事業者による非化石証書購入手段は事業者による創意工夫により様々な取引形態が想定されるものと認識しており、規制料金における簡便な転嫁の方法については、その購入費用の妥当性・適正性を担保するための何らかのプロセスは必要と考えられる。

2-1. ②非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いに関する

第36回制度検討作業部会の意見内容について

ご意見の内容

- 非化石証書の購入費用については、これを料金にどう転嫁するのかという問題。特に規制料金の方で機動的に上げられないと、小売事業者が飲み込んでしまうことになり経営に大きな影響がある。しっかり検討して頂いた方が良いかと思う。
- 規制料金以外の小売価格（自由料金）は、基本的に市場メカニズムで決まるはずなので、どれだけ上げるとか、そういうようなことは、そもそも入る余地があまりなく、ガイドラインぐらいしか難しいというのは確かにそのとおり。非化石を大量に持っている事業者が発電部門の利益を得たとしても、小売部門のコストは他の事業者と同様に上がるはず。つまり、両方兼ねている事業者の機会費用を考えれば他の事業者と同様に限界費用が上がるはずだから自然にコストは上がり、非化石を普及させるコストは消費者にある程度負担して下さいというのが元々制度趣旨というのを踏まえると、自然体なら上がるはず。
- 経過措置料金に関しては、恐らく、考え方としては、限界費用が上がったんだから、とりあえず、今までの考え方は置いて、市場価格をベースにすればこれぐらい上がって当然ですよ、これぐらいまでの値上がりであったら、もう査定しないで下さいという格好で、エネ庁がイニシアチブをとって、そういう制度を作るのが一番強烈な転嫁と思う。変分改定を認めるというのが次のもの。どのあたりのことをやるのかというのは、これから議論していかなければいけないと思う。自由料金のところほど簡単ではないということは、ある程度考える必要がある。
また、託送料金改革にも触れられていたが、託送料金の方は、託送料金の中できっちりその妥当性が確認されているので、小売の方でも自動的に値上げしているのではないかと理屈。同じ理屈がこちらの方でも使えるのかというは少々疑問。
- 電力事業者に非化石電源比率を高めてもらい、社会全体を低炭素化へ持って行くということ。なんらかの形で小売の料金にコストが載っていくことが望ましいのであろうと思う。但し、やり過ぎてしまうと、独禁法の懸念もなきにしもあらずというのはあると思う。事業者の要望は、きちんと顧客に説明できるようにしてほしい、という点と理解。何らかの方法で事業者が転嫁し易い方向へ形を作っておけるのが重要かと。
- 現実の問題として、小売事業者としては、本来、需要家が負担すべきものを自分たちが需要家にかわって負担してしまうということは避けたいと考えるのは、当然かと思う。その問題に関しては、本来は費用を誰が負担するかという問題ではなくて、理想を言えば、非化石価値の重要性を、私たち電力の需要家一人一人がどう考えるのかという問題かと思う。私たち一人一人が非化石価値の重要性を認めるということであれば、いわば、全員が、みずから喜んで負担すべきですから、そのような世界をどのようにつくっていくのか、ということが大切。そうでないと、いつまでたっても、非化石価値を高める仕組みが自ら回っていかない。もちろん、短期的に入り口の時点では、費用負担の問題になるわけですが、長い将来においては需要家全員がみずから負担するようになっていくという方向で、我々がどのように取り組んでいくのかということは、これからも考え続けていかなければならない。
- 官と事業者が協力して需要家に理解を求めていく。そもそもの趣旨、非化石価値の重要性等について理解を求めて、需要家がそれを評価した上で、受け入れる、そういう形をつくり出していくことに賛成。経過措置料金については、新電力から経過措置料金の機動的な転嫁がされない可能性について懸念が示されるという奇妙な構造になっているが、経過措置料金の趣旨に立ち返って議論を進めて頂きたい。
- 価格転嫁を可能する環境整備ということで、機動的な規制料金の改定手続きをお願いしたい。大手電力が機動的に転嫁できないと新電力にも影響がある。是非具体的な検討に移って頂きたい。
- 単に転嫁するのではなく、お客さんにその価値を理解頂くことが重要だと思っている。RE100などを背景に、少しずつそうしたニーズが広がっているとは認識している。ただ、中間目標の設定によって9%の購入が求められるわけだが、お客様の非化石価値の理解度と、その目標とが合っていないと認識している。
- 小売事業者が継続的に事業を行っていくためには転嫁が重要。規制料金の迅速な転嫁と、需要家への説明性の観点が必要。迅速な転嫁については是非第1フェーズからできると有難い。需要家への説明性についてはGLなどの作成もご検討頂ければ。

2-1. ③非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについて

- 前回の制度検討作業部会において、委員・オブザーバーより、中間目標達成にかかる非化石証書購入費用については、特に、需要家への説明のし易さの観点や、新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点を踏まえた措置を求める多くの意見があった。
- こうした意見を踏まえ、需要家への説明のし易さという観点から、中間目標達成にかかる非化石証書購入費用は可変費（小売供給を行う上での限界費用）に該当するということをなんらかの形で明確化することを引き続き検討することとしたい。
- また、小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続きについては、非化石電源比率を高め社会全体の低炭素化を進めていく必要性を踏まえ、それを求める新規参入者を含む小売電気事業者への事業環境への影響を確認しつつ、引き続き検討することとしたい。

2-2. ①発電事業者の非化石証書収入について（内部補助の監視）

- 第二次中間とりまとめにおいて、「監視等委員会においては、卸市場において市場支配力を有する旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への不当な内部補助によって、小売市場における競争が歪曲される可能性があるとの認識の下に、その防止策に関する議論がなされてきており、引き続きその具体策について検討することとなっている。**非化石証書の収入についても、監視等委員会における議論も踏まえつつ対応することが必要。**」とされている。
- このため、**非化石証書収入の内部補助の監視**についても、今後監視等委員会で議論されることとなっている**発電部門から小売部門への不当な内部補助の監視に関する検討と合わせて、包括的に検討**されることとなる。

2-2. ②非化石証書収入の用途に関する報告について

- また、第二次中間とりまとめにおいて「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。また、当該発電事業者が証書の販売収入をどのように用いているかについて、定期的に説明を求めていくこととする。」とされている。
- **定期的な説明については、小売電気事業者が毎年7月末に提出する高度化法に基づく達成計画の提出時期に合わせて、発電事業者に対しても毎年7月末を目途に報告を求めることとし、達成計画の集計結果の公表と合わせて基本政策小委員会において報告内容を公表することとしてはどうか（報告様式等も含めて報告内容の詳細については別途検討する）。**

2-2. ③非化石証書収入、入札行動に関する第36回制度検討作業部会の意見内容について

令和元年12月第36回制度
検討作業部会資料より抜粋

ご意見の内容

非化石 証書収入の取 り扱いにつ いて

- 内部補助の監視について。これは、しっかり監視委員会の方で監視を行っていくことが大事と考えている。
- 自然体なら料金は上がるはず。これが上がらないということは、内部相互補助をしていることになる。但し、小売が他のコストを効率化したのかもしれないので、これを以て内部補助であると決めるのは難しいのは事実だが、監視等委員会でも十分監視頂きたい。
- 内部補助と社外卸価格の実質的な非差別についてしっかり検討して頂きたい。
- 収入の用途について、内部補助の防止の監視に是非取り組んで頂きたい。定量的な報告について検討頂きたい。
- 監視について幾つかご意見を頂戴したと理解。不当な内部補助が起きていないかということは、中でもよく議論して監視方法についてしっかり検討して参りたいと思う。
- 事務局の案に基本的に反対はない。収入の報告について、単に販売収入が非化石電源の利用促進に充当されました、というのは少々不十分だと思う。従前計画していた投資よりも増加しているという説明がないと説得力に欠けるのだと思う。説明の方法に工夫頂く必要があるのかと思う。
- 非化石証書収入の報告について、提案には反対しないが、報告書上は、得た非化石証書収入と何に使ったのかと帳尻を合わせるなどが可能。これがあるからといって必ずしも大丈夫ということにはならないと思う。

入札 行動につ いて

- 非FITの価格というのは、FIT証書が売れ残ることが想定されているんだとすると、その下限価格に張りつくと考えるのが自然。FITの方は、例えばRE100の価値に使えるだとか追加的な価値があるので、そうでないものの価格はそれなりに低くなるのが自然の姿。RPSの二の舞にならないよう、取引の価格については、監視等委も含めて十分監視頂きたい。
- 価格の公正性、透明性を持たせるために、基本的に市場の流動性を高めて頂きたい。市場への供出を促進していくような形でお願いしたい。非FIT非化石証書の売手の太宗が大手電力のなかで、市場メカニズムの中で決まってくる市場価格を参照しつつ、相対取引の価格の監視についてお願いしたい。
- 非FIT非化石証書の売り入札の設定について、FIT証書の1.3円を参照するような売り価格が設定されないか懸念している。
- 余剰の非化石証書を持つ発電事業者が利潤最大化を目的とすると、0円ないしは0円に近い価格で売り入札されるものと考えている。1.3円に近い価格で供出すると、それは市場支配力を行使した売りおしみと考えている。そのあたりの監視を是非お願いしたい。

2-2. ④非化石証書収入の取り扱いと入札行動について

- 前回の作業部会においては、委員・オブザーバーより、非化石証書収入の内部補助の監視の重要性について多くの意見があった。監視の具体的な方法については、今後電力・ガス監視等委員会で議論されることになっている発電部門から小売部門への不当な内部補助の監視に関する検討と合わせて、包括的に検討されることとなる。
- 非FIT非化石証書のオークションにおける市場取引については、第二次中間とりまとめにおいて、「まずは発電事業者の経済合理的行動に期待し、発電事業者に対して、証書をJEPXのオークションで販売することを強制しなくても良いと考えられる。」とされている。一方で、前回の制度検討作業部会では、市場の流動性や売り惜しみの懸念といった証書の売手の入札行動に関する意見があった。
- 高度化法の中間目標設定によって非化石証書全体の需要が高まることが想定されるなかで、市場における事業者の経済合理的行動に期待しつつ、入札行動に関する考え方について整理が必要かどうか、引き続き検討することとしてはどうか。

2-3. ①第36回制度検討作業部会におけるその他の意見内容について

令和元年12月第37回制度
検討作業部会資料より抜粋

ご意見の内容

最低 価格に ついて

- 最低価格については、今回の事務局提案は1.3円/kWhを維持するという趣旨と理解。事務局案に賛成する。欧州の排出権価格が最近上がっている、環境価値ということに関して、一定の費用を負担していくことは必要なこと。また、欧州の水準と比べても非化石証書の最低価格はそれほど高いという水準ではない。
- FITの非化石価値についてはある程度売れ残ることを想定して最低価格を設定していた。ただ今後、目標値が設定され、最低価格を上回って取引されるようなことが生じるなど、当初想定していなかった事態が起こった場合は、機動的に検討すべき。
- 最低価格を一定程度つける必要はあると思う。市場が成熟し、自然と最低価格がいなくなるようなこともあるのではないかなとは思いますが、将来的に検討できればと思う。
- 非化石証書について、その価値が適切に評価されることが重要というのであれば、最低価格を設けずに自由に取引をさせたときの価格が適切な価格という考え方もあるのではないか。市場の価格が正ということを考えれば、最低価格は設けるべきではないというふうに考えている。
- 最低価格撤廃に対する意見があったが、長期の投資の予見性を与える意味で、非化石証書価格の振れ幅が大きくなりすぎるとエネルギー投資というものはなかなか起こりにくくなるので、最低価格は有った方が良いというのが基本的な考え方。1.3円の水準がどうなのかというは別の議論。経済自立的に再生可能エネルギー等が入ってくるようになれば、その価格は下がってくるので、それを見極める。今の段階では1.3円を維持した方がいいのではないかなと思う。

目標未 達成事 業者につ いて

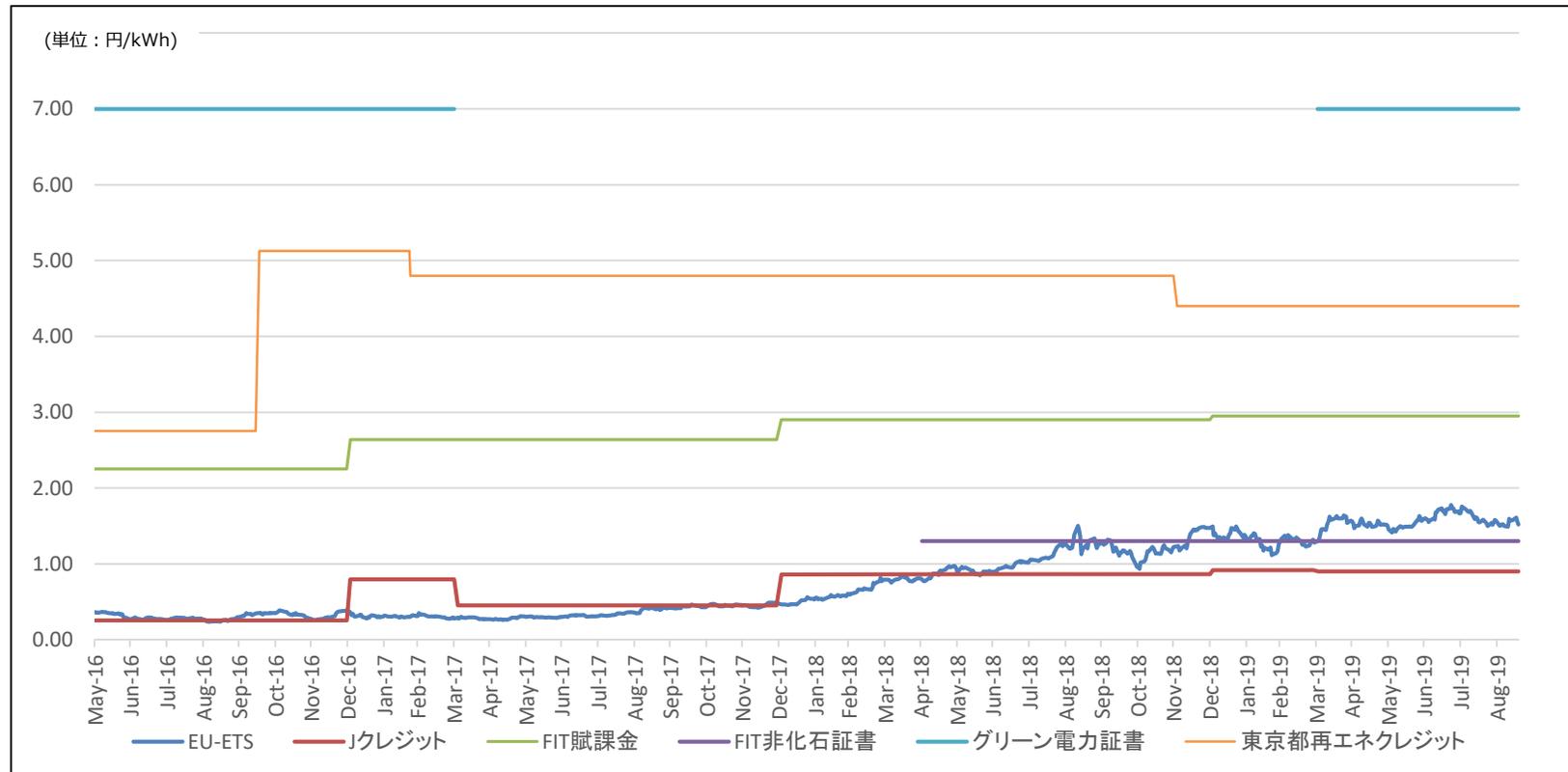
- 罰則があまり大きくないときに、守らない事業者が出てきたときにどうするのかは考えておくべき。大手企業であれば、そんな恥になるようなことはしないと思うが、小さい事業者などが守らなかった場合どう対処するのか考えておくべき。

対象事 業者の 基準

- 対象事業者について、購入義務逃れで会社を分割するなど懸念される。上位の事業者だけで管理すればよいとは思いつものの、以前の作業部会でも案として上がっていたような1億kWh以上の事業者に対して段階的な目標を設定するなど、将来的には5億kWh以下の事業者についても対象とすることを検討頂ければ。

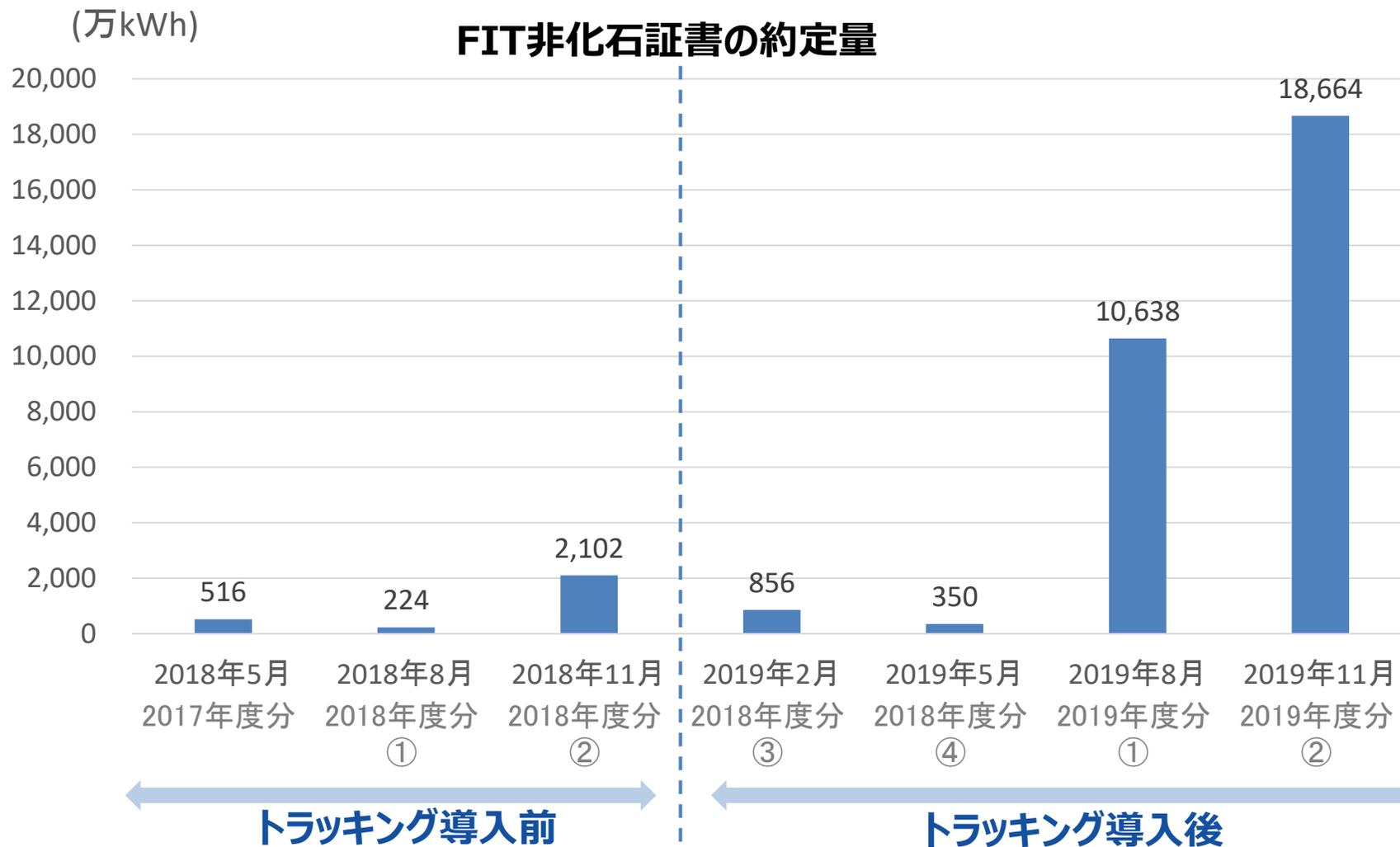
(参考) 環境価値の価格動向

- 低炭素化社会へのニーズの高まりを背景に、EU-ETSなどの海外のCO2価格は昨今高値を付けている。
- 国内においては、Jクレジットの直近の取引価格は上昇しており、kWh換算では0.9円/kWh程度。
また、その他の国内の環境価値取引制度においては、例えば、東京都環境公社によるグリーン電力証書の直近の販売価格は7円/kWh（2019年度）、東京都のCO2排出量取引制度における再エネクレジットは、4.4円/kWh（2018年12月分）で取引されている。
- FIT制度に頼らない再エネ自立化の観点からも、こうした環境価値が適切に評価されることが重要。



(参考) 非化石価値取引市場オークション結果

- 直近（2019年11月）の非化石価値取引市場のオークション結果は約1.9億kWh。前回のオークションの約定量（約1.1億kWh）を大きく上回り、過去最高約定量を更新。



2-3. ②その他の論点について

- **FIT非化石証書の最低価格**については、前頁のとおり、長期のエネルギー投資の予見性の観点や他の環境価値取引制度の価格水準との比較の観点から、**当面1.3円/kWhを維持すること**とする。また、将来の環境変化を見極めつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- **目標未達成事業者の取り扱い**については、第1フェーズの中間評価にあたっては3年間の目標値の平均値と対象事業者の3年間の非化石電源比率実績値の平均を比較し評価することとされている点を踏まえつつ、**第1フェーズにおける中間評価の具体的な方法と併せて検討すること**としてはどうか。
- 達成計画の提出対象事業者の基準については、2017年度に達成計画を提出した事業者のうち、2018年度の達成計画提出対象外となった事業者は存在しなかったことから、現時点においては意図的に販売電力量を減らすような行動をとる事業者はいなかったものと考えられる。
今後、意図的に会社分割等の行動をとる事業者がいなかや対象事業者の販売電力量のカバー率等、今後の達成計画の提出の際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとする。

- 1. 中間評価の基準となる2020年度目標値の設定について**
- 2. 小売電気事業者間の競争環境等その他の論点の議論状況について**
- 3. 今後について**

3. 今後について

- 本日の議論を踏まえ、2020年度の目標値設定に向けて、高度化法の告示（判断基準）の改正などの手続きを進めることとする。
- また、中間目標の設定以外の小売電気事業者間の競争環境等その他の論点については、引き続き作業部会で、必要に応じて本小委員会において議論することとしたい。